

(参考様式)

営業所の構造設備の概要等

[illegible]

(注意事項)

- (1) 営業所の平面図は、既に同一のものが提出されている場合は、省略可であること。
- (2) 保管設備は、原則として事務室に隣接するものであること。ただし、やむを得ず事務室から離れた場所に設置する場合は、営業所としての機能的一体性を損なわず、かつ、管理者の実務遂行に支障がないと認められる場合に限ること。